

禹氏邊山の玉

榎 一 雄

一

逸周書卷七王會篇に四方の諸民族或いは諸部族が成周即ち最盛時代の周にそれぞれ献上した動植物を列挙している中に

禹氏駒駮

の句が見える。これは禹氏の献上したのが駒駮という馬の一種であったという意味である。この禹氏については何秋濤（一八二四—一八六二）の王會篇箋釋卷下に

禹月一聲之轉。禹氏蓋月氏也。

と言っている推定が今日まで廣く採用されている。⁽¹⁾ そして桑原隲藏博士は管子に再三禹氏のことが見え、その揆度第七十八に

禹氏邊山の玉 榎

第六十六卷 一〇九

北用禹氏之玉、南貴江漢之珠。

とあり、多くの場合、禹氏は西北の戎で、玉の産地として伝えられていることを指摘し、秦漢の際に、月氏の根據地は今の甘肅で、天山南路の門戸を扼し、天山南路産の玉はこの地を通過して支那内地に輸入されていたので、かの玉門という名稱も、この事実に因んでつけられたものらしいこと、古來玉の産地として支那に知られていたのは、今の和闐を中心とする天山南路一帯の地方であることから、禹氏と月氏とはその字音の似ている外、その位置その産物より推して、両者を同一と認めることが可能であることを確め得るとせられた。⁽²⁾

月氏の住地が甘肅で、玉の産地が和闐を中心とする天山南路一帯であるとすると、玉は月氏の地を通過して支那内地に輸入されたとしても、月氏は玉の産地であったとは言えない。そこで松田壽男博士は「禹氏の玉」即ち「月氏の住地から玉を産した」というのは、禹氏即ち月氏が和闐地方から産する玉を輸入し、これを漢人に転売していたことを示したもので、西域・支那間の商品中継者としての月氏の役割を遺憾なく表しているといわなければならないと論ぜられた。⁽³⁾

松田博士は禹氏すなわち月氏の住地に関して学界に異説の多いことを指摘し、

それは史記卷一二三大宛列伝に「始め月氏は敦煌・祈連の間に居れり」とある句の解釈如何にかかっているようである。私は張守節(史記正義)が「始め月氏は敦煌以東、祈連山以西に居れり」と解し、また別条で「涼・甘・肅・瓜・沙等の州は本と月氏国の地なり」と主張したのを正しいと見るものである。しからはそれは今の甘肅省の西部、すなわち武威、張掖、酒泉、安西、敦煌の地であり、支那から西域に通ずる要路として古

今に通じて最も重要視せられたところである。かように考えると、禺氏の玉なる言葉は、西方産の玉が支那に輸送される商路の中間に禺氏すなわち月氏が存在したからこそ生じたものにほかならない。

と記された。⁽³⁾そして禺氏が玉の産地であると誤解されたのは月氏が玉貿易の中継者であったためであるという解釈と、月氏の住地を河西にあつたとする張守節の解釈との正しいことを、「蘇子の貂裘と管子の文皮」(早稻田大学大学院文学研究科紀要、三、昭和三十三年十月、二〇三頁)と「絹馬交易と『禺氏の玉』—最古のシルク・ロードについて—」(東洋史研究、第二十六卷第一号、昭和四十二年六月、三〇—五七頁)に反覆強調せられた。

博士は前漢書卷二八地理志下安定郡の一県月氏道は、前漢書卷十九百官公卿表に、「列侯の食する所の県を国と曰い、皇太后・皇后・公主の食する所を邑と曰い、蛮夷有るを道と曰う」とあるのに従つて、月氏の降人の配置されたところとする解釈(王先謙「漢書補注」)を斥け、後漢書卷二八百官公卿表上に「凡そ県の蛮夷を主(つかさ)どるを道と曰う」とあるように、「特別に異族と政治的な結びつきをもつ点」、「裏を返せば、それは必ずしもその異族の本拠や集団居住地に限らず、むしろ彼らと密接な関連をもつ地点をいうと解すべきである」とし、「前漢書の地理志や後漢書の郡国志にはこの種の地名がたくさん載っているが、それらを調べてみると、この考え方を裏付ける事実が得られる」とその実例を列挙しておられる。博士によれば、月氏道は月氏族が配置されていたからそう名付けられていたのではなく、その地が月氏の住地に通ずる入り口であつたからこそこの名で呼ばれていたのであるといふのである。そして博士はこの地を唐代の烏蘭県(今の甘肅省靖遠県西南)附近に当て、この地が古くから本土と河西との往来を掌っていたために、この名を残したのであろうとせられた。⁽⁴⁾桑原博士の説は松田

博士によって更に一步を進められ、落着くべき所に落着いた観がある。

一方、一九二五年（大正十四年）、王国維は「月氏未西徙大夏時故地考」を書いて、

管子と禺氏と玉との密接な結びつきを示している幾つかの記事は、漢の文帝（前一〇八―前一五七）・景帝（前一五七―一四一）の頃に作られたもので、その時月氏は敦煌・祁連の間を去って西方に移り、且末・于闐の間に在ったのである。玉は禺氏に起るといふ管子の記事はそれを示すものである。

とした。王氏は月氏が甘肅の西辺から大夏に移るのに、且末・于闐を結ぶ漢書西域伝の南道によつたことは管子の記事によって明らかであると論じた。王氏は更にこれを補う根拠として、

- (一) 月氏が河西から西移する際「其の余の小衆（去る能わざるもの）留りて南山に保つと伝えられていること、
- (二) 月氏が葱嶺を躰えた時、大宛・康居を臣とせず、大夏を臣としたこと、
- (三) 月氏の遷徙の迹が大夏と同じであること、

の三点を挙げてゐる。この中、第三点については、

大唐西域記、于闐尼壤城東行四百余里、有覩貨邏故国。

という注を加えているから、氏は月氏と覩貨邏とを同一氏族と見たのである。氏はこの論文の結語として、

則ち月氏東のかた敦煌・祁連の間を去りての後、西して大夏に居るの前、其の居必ず且末・于闐の間に在りしこと、従つて知るべきなり。以前、意を管子の記事に留むる者無かりしにより、故（ことさら）に数語を略綴して以つてこれを記す。

と述べている。⁽⁵⁾これに対し、ペリオは「到底賛成しかねる〔Je ne suis plus éloigné de l'admettre également〕と評したが、郭沫若は

今王国維の觀堂別集補遺を考うるに、「月氏未西徙大夏時故地考」有り。亦馮氏を以て月氏と爲し、並びに馮氏の玉を産する所以の由を言い、管子輕重諸篇の年代に及ぶ。其の説甚だ重視すべし。今整録すること次の如し。

と王氏の見解を甚だ重視すべきものとして、その要点を採録して管子集校（國蕃篇第七十三）の注に加えている。⁽⁷⁾輕重篇を王莽の時の作とする馬非百氏はその管子輕重篇新詮に王国維のこの篇を文景間の作とする見解は斥けながらも、輕重篇の記事によって月氏西徙の道筋を探ろうとする王説に大いに敬意を表し、同じくその要領を摘録している。⁽⁸⁾いづれにしても、王氏は馮氏の玉が月氏が玉の産地に居たことを意味しているとし、その玉の産地を且末・于闐地方と解したのである。

二

さて逸周書卷七王會篇の末には「伊尹朝獻商書」なるものを附録し、商（殷）の湯王が伊尹をして正東・正南・正西・正北の四方の諸外族からの朝貢品を規定させたいわゆる四方獻令を掲げ、その正北の外族について

正北の空同・大夏・莎車・姑他・且略・約胡・代・翟・匈奴・樓煩・月氏・熾犁・其龍・東胡は、請う橐駝・白玉・野馬・駒騶・馱駝・良弓を以てて獻と爲さしめん。

馮氏邊山の玉 榎

と言つたのに対し、湯王が善しと答へたことを記して月氏を正北の一民族に数え、穆天子伝卷一には穆王が禹知という民族（か土地か）に至つたことを記し、

己亥、至于焉居・禹知之平。

と記している。王国維は禹氏・禹知を共に月氏を示すものとし、その住地を鴈門の西北、黄河の東に当ると考え、逸周書・穆天子伝は何れも戦国時代の作であろうという理由から、これらは月氏が戦国時代に支那の西北にいたことを示すものであるとし、降つて秦漢の時代には史記大宛伝に言う如く、敦煌・祈連の間に移つたのであろうとした。その次の住地は「禹氏の玉」の示す「且末・于闐の間」であるといふのである。

逸周書王會篇の附録伊尹朝献商書の記事に漢の武帝の時かそれ以後になつて始めて漢民族に知られた大夏・莎車の名が含まれているのを見ると、それが武帝の時の時代かそれ以後に成立した記事であること明瞭である。

また穆天子伝卷一の焉居・禹知之平野は、甲午の日に隄の関隘（関所のある坂）を絶（わたる即ち越え）て、その五日後の己亥に至つた所で、隄は郭璞の注によると西隄即ち鴈門であろうといふ。穆天子伝には天子は焉居・禹知から二日にして崩に至つたといひ、崩はこれを今日の帰化城に当てる説もある。従つて焉居・禹知を鴈門の西北、黄河の東に当てる王国維の説はこれに基づいた推定であろう。禹は山海経卷一南山経に

南山経（経は衍字）の首を誰（鵠即ち雀）山と曰ひ、西海の上に臨む。桂多く、金玉多し。草有り。其の状、韭の如くにして青華、其の名を祝余と曰う。之を食べば飢えず。木有り。其の状、穀の如くにして黒理あり。其の華は四（方）を照し、其の名を迷穀と曰ひ、之を佩ぶれば迷わず。獸有り。其の状、禹の如くにして白耳、

伏行人走し、其の名を狻狻（即ち猩猩）と曰う。之を食はば善く走る。麗曆れいぎの水出づ。西流して海に注ぐ。其の名に育沛（郭璞の注に不明という）多し。之を佩ふれば瘕（郭璞の注に、虫病をいうとあり）疾無し。とある禹で、郭璞の注に

禹は獼猴に似て、大赤目にして長尾なり。今、江南の山中に多く有り。説く者有り。此の物の名を了しよず、と。禹、牛字に作る。凶も亦牛形に作る。或いは猴に作る。皆之を失う。禹の字、音は遇。

とあり、⁽¹⁰⁾漢和辞典におながざると訓ずる。一解によれば焉居・禹知はこのおながざると関係ありとする。また顧実の穆天子伝西征講疏によれば、焉居禹知が一つの地名を示し、山西省の平魯の附近で、説文に焉を解して「鳥の黄色なるもの、江南に出づ」とある如く、焉という鳥の集る所とし、プルシエックは、王国維と同じく、黄河がオルドスのところで東に転ずる部分であるとして⁽¹¹⁾いる。

穆天子伝は晉の咸寧五年（二七九）戦国の魏の襄王（前三二八―前二八九或いは安釐王前二七六―前二四三ともいう）の墓から出土したいわゆる汲冢書の一つであるが、戦国時代（前四〇三―前二二二）今の山西・河北の方面に拠った韓・魏・趙の何人かの手に成った歴史小説（roman historique）であるというのが通論である。⁽¹²⁾禹知はその位置が厲門の西に当てられるとしても、音が類似しているという以外に、それが月氏と同じであるという積極的根拠はない。

三

管子にはそのいわゆる軽重篇の五か処に禹氏の特産として玉を挙げた記事が見えている。即ち

(一)玉は禹氏に起る。(國蕃第七十三)

(二)玉は牛氏(王念孫は禹氏の誤とし、張佩綸は方氏の誤とする)の邊山に起る。(地數第七十七)

(三)北は禹氏の玉を用う(揆度第七十八)。禹氏邊山の玉は一筭(海内に産する七種の玉幣即ち高い貨幣価値を有する

特産物の一種の意)なり。(全右)

(四)玉は禹氏の邊山に起る。(全右)

(五)玉は禹氏の旁(邊の誤字とされる)に出づ。(輕重乙第八十一)

がそれであるが、このほか禹氏と白璧とを結びつけて、

(六)禹氏朝せずんば、請う白璧を以つて幣と為さしめんか。……然る後、八千里の禹氏得て朝せしむべきなり。

(輕重甲第八十)

という句も見える。これらは何れも他の地域或いは民族の特産品とともに、それに高い貨幣的価値を与えることよって、流通經濟を円滑にし、同時に周の中央政府がそれら諸地域を確実に支配することが出来るとする文章の一部である。

管子の成立年代については定説はない。それは春秋時代の齊の桓公(前六八五—六四三)の宰相管仲(前六四五—

の著と伝えられているが、恐らく戦国時代(前四五—前二二)の作であろうとするのが通論である。現行の管子は、漢書卷三十芸文志に管子八十六篇とあるのに同じく、八十六篇に分かれ、中九篇を闕いているが、大きく分けると管仲が自らその意見を述べた前半と、桓公と管仲の問答の形になっている軽重篇と、その中間に置かれ、専ら人君の治道の心得を説いた管子解と題せられる部分との三部から成っている。この第三部に当たる軽重篇について精密な研究を行い、その成立年代を王莽(前四五—後二三)、治世八一—三三の時と定めたのが馬非百氏の管子軽重篇新詮(二冊、北京、中華書局、一九七九年十二月)である。

馬氏は

(一) 軽重甲第八十一に曲逆という地名の出ていることから、この篇は漢の高祖が匈奴に白登に囲まれた時、陳平の奇計によって脱出し得たので、師を回す途中、曲逆を通過した際、陳平を曲逆侯に封じた高祖七年(前二〇〇)以前に成立したものでない。

(二) 軽重戊第八十四に魯の近傍に梁の在ることを記しているが、この梁は魏の都の大梁(今の開封)でなく、漢の武帝が賈誼の言を用いて泰山の南、高陽の東の大梁四十余城を含む地域に淮陽王劉武を封じて梁王としたその梁で、移封のことは文帝十二年(前一六八)のことであるから、この篇の成立はそれ以前に遡り得ないものである。

(三) 軽重甲第八十一に「桓公曰く、『天下の国越より強きはなし、今寡人北して事を孤竹離枝に挙げんと欲す、越人の至ることを恐る、此を為すに道有るか』」と。管子対えて曰く、『君請う原流を遏め、大夫は沼地を立て、

矩游を以つて樂を為さしめよ、則ち越人安んぞ敢えて至らん。(下略)』とあるのは、越が漢の高後の没後、兵威を以つて閩越・西甌に賄遺し、漢と相拮抗する勢力となり、文帝の時陸賈の説に従つて漢に臣伏せしめようとしたが果さず、武帝に至つて北方の匈奴を索制しようとする時、越が常に後顧の憂を為していたので、漢は元鼎二年昆明池に樓船を浮べて水軍を訓練し、元鼎五年(前一一二)から六年(前一一一)にかけて越の地を平定して南海等の九郡を置いた事実を齊の桓公の時代に溯及させて説いたもので、その記事が元鼎二年以後元鼎六年以前に成つたものであることを示している。

(四)更に、揆度第七十八に管子の言として、「今、天下兵を起して我に加うるや、臣の能く国を厲(＝利)し名を定むることを謀る者あらば、壤を割きて封ぜよ。臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立つる者あらば、壤を割きて封ぜよ。然らば則ち是れ天下は尽く君に封ぜられたるの臣なり。〔その結果、封ぜられたる者の勢力が君を圧到するに至る故に、君の統制に服せず〕、君之を封ぜしに非る〔状態となる〕なり。天下に已に封ぜられたるの臣は十里なり」とあるのは、天下に封君が充満している有様を述べたものであって、王莽が居摂三年(後八)翟義を鎮圧した時、詔を下して車騎都尉孫賢等五十五人を列侯に封じ、趙明・西光等を鎮圧した時、侯伯子男凡べて三百九十五人を封じた事実(漢書卷八十四翟方進伝)を反映したものと考えられること、封地十里というのは古制に無いところで、王莽の始建国四年(一一二)に附城五差の制を立て、諸侯の附城を衆戸九百、土方三十里の九成から七、五、三、一の各成に至る五等とし、各成の差を五とし(即ち五差)それぞれ方二十五、方二十、方十五、方十里としたその方十里を反映しているもので、王莽の時の制度に基づいた

ものと見られる。

として、揆度第七十八は王莽の時に作られたものとした。

四

こうした見方を一層確かめるために、馬氏は(一)高祖時代、(二)文帝時代、(三)景帝時代、(四)武帝時代、(五)宣帝時代、(六)王莽時代の制度や思想や状況を反映している事項と術語や特殊名詞とを軽重の諸篇の中から摘出して列挙した。

それによると、管子の軽重篇に高祖から王莽に至る前漢代の諸事実、諸制度が反映していることは疑う余地がないようである。

しかし、史記卷六十二管(仲夷吾)晏(平仲嬰)列伝の贊に

太史公曰く、吾管氏の牧民・山高・乗馬・輕重・九府及び晏子春秋を読む。詳かなる哉其の之を言うや。既に其の著書を見て、其の行事を觀んと欲す。故に其の伝を次す。其の書に至りては世多く之れ有り。是を以て論ぜず。其の軼事を論ず。(下略)

とあつて、司馬遷自身管子の軽重の篇を読んでいたと言ひ、さらに管子の書が世間に流布していたと述べている。軽重の諸篇が王莽の治世に成つたものであれば、司馬遷がそれを読んだというのは不審ではないか。また宣帝の時、賢良・文学と財政の実務を担当する官僚とが武帝の財政政策を批判した塩鉄論と管子との間に共通した辞句

文章の少くないところから、塩鉄論が管子を借りたと普通言はれているが、馬氏の見解はこれとも抵觸するのではないか。

これに対して馬氏は、管子は史記の貨殖伝・平準書及び塩鉄論を材料の一つとして書かれているもので、管子輕重篇は司馬遷は勿論、漢末の劉向すら見ていないのであるとし、史記には管晏列伝の記事のほかに、

桓公既に管仲を得て輕重魚塩の利を設く。(卷三十三齊太公世家)

管仲既に任じて齊に相たり。(中略) 輕重を尊び、權衡を慎しむ。(卷六十二管晏列伝)

管子(中略) 輕重九府を説く。(卷一百二十九貨殖列伝)

齊の桓公管仲の謀を用い、輕重の權を通ず。(卷三十平準書)

と四か処に輕重の文字を用いていた記事があつて、宛かも輕重篇を司馬遷が見ているような感を懐かせるが、その意味するところは極めて漠然としていて、「詳しい哉其の之を言うや」との表現にも拘らず、管子の書を見ていたことを想はしめるものがないというのである。司馬遷が管子を見ていなかったとする馬氏の意見はやや説得力を缺くが、管子の書が時代とともに記事を追加して行ったことは否定すべきではないであろう。

中でも馬氏が管子を封建国家の統制經濟政策を論じた書物であるとし、その記事には統制經濟を創造し実行した漢の武帝の時代の歴史事実の反映と認められるものが特に多いとし、その最も顕著な事例五つを挙げているのは注目に値する。馬氏はその第三に「辺疆の四裔及び其の特産の反映」という項目を掲げて、馬氏の名の見える右に列示した六か処の文章に觸れ、次の如く論じている。

「輕重甲」に呉・越珠象を産し、発・朝鮮文皮毳服を産し、禺氏白璧を産し、崑崙の虚璆琳琅玕を産し、而して其の地中国を距ること皆八千里と為すと云う。「地教」・「揆度」・「輕重乙」等の篇は、則ち「珠は赤野の末光に起り」、「玉は禺氏の邊山に起る」と言う。或いは曰く、「禺氏の玉」、或いは曰く、「禺氏邊山の玉」、或いは曰く、「玉は禺氏の旁山に起る」、或いは曰く、「玉は牛氏の邊山に起る」と。其の地は周を距ること皆七八百里と為す。これらはすべて漢の武帝時代の疆土の情況を以て背景と為す者なり。「輕重甲」には「四夷朝せず」と書き出して、これを談話の首題としているが、これは漢の武帝以前の帝王の誰にしても口に出し得ない口吻である。しかも文中に列挙する四夷の国名とその方位とは、唯、漢の武帝時代の疆域だけが相当し得るものである。所謂呉・越は当然漢の武帝の時代の兩粵を指して言つたものである。赤野末光はどこか明かでないが、赤野は或いは赤道の野光と書くべきもので、其の地は必ず南方に在り、これまた兩粵に屬する地方である。所謂発・朝鮮の中、発は即ち北発であつて、発と朝鮮とを連言しているのは、即ち漢の武帝の時の穢貊・朝鮮である可能性がある。所謂禺氏或いは牛氏については、禺と牛とは一音の転であつて、まさに漢の武帝の時代の大月氏を指しているのである。崑崙の虚に至つては、漢の武帝の時代にはこうした国名は無いけれども、「史記」の大宛伝に、「漢使河源を窮む、河源は于寘に出づ、其の山玉石多し、採りて来る、天子古の凶書を按じて、河源の出づる所を名づけて崑崙と曰うと云う」とあるので、所謂「崑崙の虚」なる者は、今の新疆の和闐及び其れ以西の西域の各国を指して言つていようである。崑崙と玉を出すところの河源とが、「和」闐に於いて聯系したのは漢の武帝の時に至つて始めて発生したのである。王国維は月氏が匈

奴に敗られたのが漢の文帝の四年に在り、西徙して大夏に移つたのが、武帝の初年であることから、月氏が匈奴に敗れて後、大夏に移る以前に必ず且末と于闐との間に居たものであると断定した。其の説は甚だ是である。但しこれによつて管子を漢の文帝、景帝の時代に作られたものと疑い、漢の武帝の時始めて知られた崑崙の虚及び武帝以後のその他の種々の事実を措いて問わないのは、断章取義と言うべく、聯系に従つて問題を看ていないという非難を免がれることが出来ない。(上冊、一四一—一五頁)

馬氏は揆度第七十八に

陰山の馬、駕を具うる者千乘。馬の平価万なり。金の平価万なり。

とあるのについて、漢書武帝紀に

元狩五年、天下の馬少し、牡馬を平するに匹ごとに二十万。

とあり、景武昭元成功臣表に

梁期侯当千、大始四年、売馬一匹賈錢十五万にして平に過ぎ、五百以上を臧せるに坐して、免ぜらる。

とあるのを引いて、馬に平均価格を設定したのは漢の武帝の時として始めて理解できるとし、陰山は本来匈奴に属していたのであるが、漢の武帝の太初三年光祿勳徐をして五原塞外に列城を築かせ、西北は盧朐に至らしめて、正式に漢の版図に収めたから、陰山の馬の平価はその年以後定められたものであり、同じく揆度第七十に

陰山の璠碯は一筭なり。

とあるのも、同じく太初五年かそれ以前の記事と見るべきであると言っている。

また管子を王莽時代の製作と見る馬氏は、その理由七か条を列挙し、その第七条に王莽時代特有の名詞術語七つを挙げてゐる。その第一条は右の揆度篇に陰山の馬の平価について記したところに、

金の平価は万なり。

とあるもので、それは漢書食貨志に始建国二年（一〇）に

王莽の居攝するや漢制を變ず。（中略）真（天子の位）に即くや、（中略）黄金重さ一斤にして直（＝値）錢万。

とある如く、王莽の時に定めたものであるとし、管子山至数第七十八と揆度第七十八とに言う「江陽の珠」の江陽は、漢の犍為郡の江陽県（今の四川省瀘州市）か、江夏郡西陵県（今の湖北省黃岡県の西北）を王莽が改名した江陽かのどちらかであるが、前者に珠を産した記録はないが、後者には漢書地理志に「西陵に雲夢官有り」と記されてゐるようによ、雲と夢との二沢が今日の湖北省境の大江の南北に横たわつていて、珠を産したと考えられる理由があるので、王莽の改名した後者こそ「江陽の珠」の江陽に当てるべきだと考へられている。即ち馬氏によれば、管子揆度第七十八に「江陽の珠」とあるのは同じ篇に「北は禹氏の玉を用い、南は江漢の珠を貴ぶ」とある「江漢の珠」と同じものを指してゐるのであるから、江陽は楊子江と漢水との流域にあつたとすべきで、その江夏郡西陵県に当てるべきだといふ。馬氏は江漢に珠を産したことの旁証として、呂氏春秋重己篇に

人、崑山の玉、江漢の珠を愛しませぬ。

とあり、淮南子説山訓に

江漢の珠を愛しませぬして己の鉤を愛しむ。

とあるのを挙げてゐる。(上冊、二七―二八頁)

管子の輕重篇に列挙されている諸方の特産品が、漢の武帝の時代から王莽の時代に互る知識を示していたとする馬非百氏の考説は、従うべきものであらう。

五

さて、これら特殊地域の特産品の中、禺氏の玉、或いは禺氏邊山の玉の禺氏を月氏の異訳とする見解が何秋濤以来行われ、殆どすべての学者がこれに従っていることは、この文章の始めに記した通りである。しかし、私はこれに対して早くから疑問を有つていた。漢民族が古くから玉を得ていたのはターリム盆地の南辺のコタン(Khotan)からではないか。禺氏は玉を中継販売していた月氏であるとすれば、コタンそのものであると考えるのがより自然ではあるまいか。コタンの名は漢の武帝の時中央アジアとの交通が開けてから漢民族に知られた名である。即ち史記卷一三三大宛伝には張騫の第一回の奉使の報告の中に

(A)大宛(中略)東は即ち扞罏、于寘。于寘の西は則ち水皆西流して西海に注ぐ。其の東は水東流して塩沢に注ぐ。

とあり、第二回の奉使(鳥孫王に漢の翁主を嫁せしめ、鳥孫を東方甘肅の西部に移動させようとしたもの)の時のこととして

(B) (張)騫因りて副使を分遣し、大宛・康居・大月氏・大夏・安息・身毒・于寘・扞罏及び諸の旁国に使せし

む。

とあり、武帝が安息以下黎軒及び驩潜・大益・姑師・扞采・蘇薤の諸国が漢に使節を派遣したのを喜んだことを記し、それに続けて

(C) 漢使河源を窮む。河源は于寘に出づ。其の山玉石多し。采(採)りて来る。天子、古の圖書を案じ、河の出づる所の山を名づけて崑崙と曰うと云う。

とあるように、(A)に二回と(B)・(C)にそれぞれ一回ずつと合計四回出て来るのが、支那記録での初出である。(A)は張騫が大夏から帰った元朔三年(前一二六)、(B)は同じく張騫の元鼎二年(前一一五)の報告、(C)はその後の漢使の報告である。そしてこの寘の音は支義切即ち $zh(ch)$ である。(寘は俗に寘に作るが、康熙字典寘の字の条によると誤であるという。)従って于寘は $Yu-zhi$ ($Yu-chih$)と音すべきであるから、禺氏 $Yu-shi$ ($Yu-shih$)は即ち于寘⁽¹³⁾、史記大宛伝に基づいてコタンに当る于寘を禺氏と改めて写したものであるまいか。月氏を月支とも書くことを思い合せると、氏と支とは同音と見てよい筈であるから、于寘⁽¹³⁾禺氏と見られることは愈々確かであろう。⁽¹⁴⁾

于寘は史記のどの旧版本にも、⁽¹⁵⁾後に述べる唯一の例外を除いて、この文字で書かれている。否、大宛伝の本文ばかりではない。右に引用した本文(A)に施された注にも、集解に

徐広曰く、漢記に曰う、拘弥国は于寘を去ること三百里。

とあり、(A)に続けて「塩沢は地下を潜行す。其の南に則ち河源出づ」とある本文の索隠に

漢書の西南夷伝を案ずるに、云う、『河に兩源有り。一は葱嶺山に出で、一は于寘に出づ』と。山海經に云

う、(中略)、郭璞云う、河は崑崙に出で、地下を潜行し葱嶺山干眞国に至つて、(中略)(漢書)西域伝に云う、于眞は南山の下に在り、(中略)と。(後略)

更に条枝の条に引く正義に

(上略)女国は于眞国の南二千七百里に在り。于眞は京を去る九千六百七十里。(後略)

とある。これらの注によると、徐広(三五二―四二五)の見た荀悦(一四八―二〇九)の漢記即ち漢紀にも于眞と書き、索隱の著者司馬貞の見た漢書の西南夷及び西域伝には同じく于眞と記していたのであり、正義の編者張守節も于眞と書いていたことになる。正義はその序文によると開元二十四年(七三六)に完成したものであり、索隱は開元七年(七一九)以後、恐らくそれを距ること遠くない時期に出来上つたものと考えられている。⁽¹⁶⁾従つて現行の史記大宛伝のテキストが正しいとすれば、唐代のにも于眞と記されていたことになる。

ところが、史記卷一一一衛將軍驃騎列伝(史記会注考証なら第二六頁第九行)の集解には衛青の攻めた匈奴の眞顔山に注して、

徐広曰く、眞音田。

とあり、索隱には右に引いた本文(A)に注して(史記会注考証なら第七頁第二行)、

眞、音田、又音殿。

と記し、眞は田tian(tien)又は殿dian(tien)と音すべきことを注意している。カールグレンによると、田・殿の唐代の長安音はそれぞれdian及びdian'であり、その古音はそれぞれdian及びtian'である。⁽¹⁷⁾この注記は徐

広及び司馬貞の手にした史記の本文には眞。顔ではなく于寔。顔、于寔ではなく于寔と書いてあったことを示している。徐広及び司馬眞は寔を田又は殿と音ぜよと言ったのではなく、寔をかく音ずべしと注している筈である。清の張文虎の校刊史記集解索隱正義札記に大宛伝の于寔を于寔と訂正し、

各本「眞」に譌す。今正す。

と訂正しているが、それは恐らく索隱の寔を田又は殿と音ずべしとする記事に基づいての訂正に相違ない。史記大宛伝の于寔はコタンを指していること疑いなく、コタンは漢書卷九六上西域伝に于闐に作り、王先謙がその漢書補注に

後漢〔書〕伝有り。亦魏志注〔即ち魏略西戎伝〕・晉・梁・後魏・周・隋・後晉・〔後〕漢・宋・明の紀伝、皆于闐或いは于寔に作る。唐書西域伝に于闐或いは瞿薩旦那と曰い、亦渙那と曰い、屈丹と曰う、北狄は于遁と曰い、諸胡は豁旦と曰う。今和闐直隸州と曰う。

と述べている如く、後漢書から明史に至るまでの正史に于寔。或いは于闐に作り、王先謙には略してあるが、旧唐書卷一九八西域伝にも于闐に作っている。正史以外の諸記録にも字面は異なるが、コタンの音を示し、漢籍以外の西方の諸記録にもプトレマイオスの※*Karava*⁽¹⁸⁾所謂カロシユテイー文書の*Khotan*⁽¹⁹⁾を始め、コタンの名で標示されていることは、記すまでもないであろう。⁽²⁰⁾従って史記大宛伝の于寔は誤記であつて、于寔と書くのが正しいのである。

寔は説文七下に

禹氏邊山の玉 榎

竄は穽なり。

とあり、填の本字で、「ふさぐ」という意味である。眞は説文に後代追加された文字であって、

眞は置なり。

とあり、康熙字典に列挙せられている唐韻・集韻・韻會・正韻の諸字書に「納れる」、「安著させる」、「止める、廃する」等を意味すると説明されている。説文には本来採録されていなかったが、詩經・左伝・周礼にも用例があり、漢代以前から行われていた文字である。

ところが、史記には竄の文字は見えず、すべて眞が用いられている。旧刊本での唯一の例外は景祐監本の史記(集解本)の大宛伝の前引(B)の記事(景印本七丁右第三行)に于竄の字面が見え、

分遣副使、使大宛・康居・大月氏・大夏・安息・身毒・于竄・扞罽及諸旁国。

とあるものである。⁽²¹⁾なお瀧川氏の史記会注考証の大宛伝の条(七頁第七行)に于竄と記したところがあるが、景祐監本を始め史記のどの版本にもこの部分を于竄と記したものはないから、会注考証の誤記であると思はれない。標点本に大宛伝の眞をすべて竄に作っているのは編者による改訂である。また和譯本の中に于眞と書いて、「うてん」と訓ませているのも正確を缺く。史記には眞とあるのを漢書には闐或いは竄に作っている。即ち史記大宛伝の于眞を漢書西域伝には于闐に作っているのを始め、史記卷一一一衛將軍驃騎列伝に、衛青が元狩四年匈奴を伐った時の記事に

遂に眞顔山の趙信城に至り、匈奴の積粟を得て軍に食わしむ。

とある。寘。顔。山。を、漢書卷五五衛青伝、卷九四上匈奴伝、卷六武帝本紀に寘。顔。山。に作っている。しかるに史記卷一
一〇匈奴伝には同じことを記して、

北して闐。顔。山。の趙信城に至って還る。

とあり、ここでは史記に闐。顔。山。とあるのを、漢書に寘。顔。山。に作っているのである。瀧川氏の史記会注考証はこの部分に

何倬曰、直北、漢書、闐顔作寘顔、丁謙曰、寘顔山、蓋杭愛山南面之一支、趙信城在此山間、

と注している。一見すると何倬の見た漢書には寘顔に作っていたように思はれるが、義門読書記卷六(八丁右)を検すると、これは何倬が漢書匈奴伝の「北至寘。顔。山。趙信城而還」に施した注で、それも本文の北が「直北」を意味すると言っているだけなのであって、「漢書、闐顔作寘顔」というのは、瀧川氏自身が加えた注である。しかも何倬は漢書に寘。顔。山。とあるのを誤って寘。顔。山。と記したもので、実はこの部分を寘。顔。山。と記した漢書は見当らないのである。

六

このように見て来ると、史記には寘と寘と闐の字が t'ien (tien), dian (tien) の音を表はすために、混用されていることが知られる。この中寘と闐とは同音であるが、寘は zhi (chih) と音すべきものであって、余りにも寘と形の似ているところから混用されたものとしか考えられない。従って史記大宛伝について言えば、コタンの名を于

眞としているのは、本来于竇と記してあったのを後人が于眞と写し誤ったのか、或いは于闐とあったのを于竇とも写し、それが于眞と誤られたのか、その何れかであろう。大宛伝には于闐と書かれていた形迹を示すものはないが、漢書西域伝に于闐と記しているのは史記の大宛伝の標記を踏襲したものに相違ないと考えられるから、大宛伝には于闐に作つたテキストもあつたとすべきであろう。そして私は管子輕重篇の編者、少くとも禺氏の玉に關する記事をそこに挿入した編者の、参照した史記大宛伝にはコタンを于眞と記していたのをそのままに受取つて、これを別に伝えられていた禺氏という国名或いは部族名と結びつけ、禺氏と改め記したものであらうと考える。于眞の名を用いずこれを禺氏と改めたのは、漢の武帝の時から知られた名称を避け、これを古めかしくして管子の体裁を整えようとしたのであらう。従つて逸周書王會篇の「禺氏の鞠駘」の禺氏や禺氏の異訳とされる穆天子伝の「禺知之平」の禺知は管子輕重篇の禺氏と同一であるとは考えられないけれども、それらはいずれもそうした名称の部族か土地の名が伝えられていたことを示すもので、管子輕重篇に「禺氏の玉」という名称が挿入される背景をなしていたと解すべきであらう。

私は嘗て所謂シナ||カロシユティー銭がコタン地方に行われた錢貨であると考えられる理由の一として、そのカロシユティー文字の銘文の (y or j) utnu (or tha) bi (or ni?) raja をコタン王の意にもとれることを挙げ、禺氏を禺氏の誤ではないかと論じたことがある。²²⁾しかしこのたび改めて禺氏は于竇の誤記于眞を古めかしく見せる意図から禺氏としたものであると考え、その大要を記した次第である。

註

- (1) その最も新しい例の一つは、譚其讓主篇『中国歴史地図集』第一冊、上海、地図出版社、一九八二年十月刊、三二—三三、五六頁である。
- (2) 「張翥の遠征」(『東西交通史論叢』八—九頁、「桑原臨藏全集」第三卷二六五—二六六頁)。
- (3) 「馮氏の玉と江漢の珠」(『東西交通史論』上巻、昭和四一年五月、史学会篇、富山房刊、四一—八頁)。
- (4) 漢代に道と呼ばれた地名の分布については、Hans Belenstien, *The Restoration of the Han Dynasty*, Bulletin: *The Museum of the Far Eastern Antiquities*, 39, 1987, p. 149-Do., *The Bureaucracy of Han Times*, Cambridge University Press, 1980, cf. Index s. v. March (tao). 『前漢書』地理志の安定郡の月氏道は、『三國志』卷九(魏志)曹真伝に諸葛亮の將馬稷が囲んだ安定郡の月支城(縮印百柄本一三〇頁下段)であろう。『中国歴史地図集』第二冊三三—三四頁に漢代の月支道を記しているが、その位置は松田博士のと同じ。
- (5) 「月氏未西徙大夏時故地考」、『海寧王忠愍公遺書』初集に収める観堂別集補遺。これが書かれたのは乙丑即ち一九二五年である。
- (6) P. Pelliot, *L'édition collective des oeuvres de*

馮氏邊山の玉 榎

Wang Kouo-wei, *T'oung Pao*, 26, 1929, p. 100.

- (7) 北京、科学出版社、一九五六年刊、下冊、一〇六—一〇七頁。
- (8) 上冊、北京、中華書局、一九七九年十二月刊、二五六—二五七頁。
- (9) 郭璞注、洪頤煊校。四部備要本卷一、二二下右。Rémi Mathieu, *Le Mu tianzi zhuàn*. *Traduction annotée. Étude critique*. Paris: Collège de France et Institut des Hautes Études Chinoises, 1978, (*Mémoires de l'Institut des Hautes Études Chinoises*), pp. 14-15.
- (10) Rémi Mathieu, *Ibid.*, p. 15 n. 11.
- (11) 衛聚賢は手ひきするを得なかつたが、Rémi Mathieu, *Ibid.*, p. 15 n. 11 以下にその理由を述べた。Jaroslav Průšek, *Chinese Statelets and the Northern Barbarians in the Period 1400-300B. C.*, Dordrecht (Holland): D. Peidel Publishing Company, 1971, p. 15. を見よ。
- (12) Rémi Mathieu, *op. cit.*, pp. 101—207.
- (13) 漢書卷二八下地理志安定郡の条の烏支県に注して「師古曰、氏音支」とあり、同郡月氏道に注して「応劭曰、氏音支」とあるのも参考せられる。
- (14) リヒトホーフェンは大宛伝の于寘を Yü-tshih と正しく読んで、それをコタンとの原名と考えた (F. F. von

Richtshofen, China, I, Berlin, 1877, pp. 450, u. Ann. 1, 758)。その結論は「た角と」に「于實をYü-tshiと読んだのは正確である。

(15) 張文虎『校刊史記集解索隱正義札記』北京、中華書局、一九七七年八月刊、下冊七一〇頁参照。

(16) 『史記会注考証』第一冊三頁注。

(17) B. Karlgren, Analytic Dictionary, Nos. 988, 474; Do., Grammata Serica Resenssa, Nos. 362, 429.

(18) A. Herrmann in S. Hedin, Southern Tibet, VII, Stockholm, 1922, p. 452. Ptolemy, VI.15.4にXaxaravaとあるのや、くハトハにXaxaravaと記述して「ロタン」の按字とした。但しA. Herrmann, Das Land der Seide und Tibet in Lichte der Antike, Leipzig: K. F. Koehler Verlag, 1938 [Quellen und Forschungen zur Geschichte der Geographie und Völkerkunde, Bd. 1], pp. 121, 145にXaxaravaと誤って、瓶の記述を取って「Xaxarava」

(19) Kharosthi Inscriptions, Pt. III, Index, p. 341.

(20) ロタンの経緯は「53°30′」に「A. Stein, Ancient Khotan, cf. Index s. v. Khotan」に「P. Pelliot, Notes on Marco Polo, I, Paris: Imprimerie Nationale et Librairie Adrien-Maisonneuve, 1959, pp. 408-425」に見え。岑仲勉『漢書西域伝地理校釋』下冊「北京、中華

書局、一九八一年刊、六八―七六頁にも論ぜられているが、混迷を極めている。

(21) 水沢利忠博士『史記会注考証校補』第八冊、昭和三十六年三月、全刊行会刊、卷二二三、第十三頁に夙に指摘されている。今、仁壽本二十五史所収の景印景祐監本によつて確かめた。

(22) 「所謂シノ―カロシユテイ―銭について」、『東洋学報』第四二巻第三号四八(二八四)頁。

(本稿は昭和五十七・五十八・五十九年度文部省科学研究費補助金・一般研究(A)「ユーラシア社会史における遊牧・農耕及び通商に関する基礎的研究」における研究成果の一部である。)